

富山労働局発表
平成28年12月20日

連絡先
富山労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 高野 敬三 労働紛争調整官 稲原 章安 TEL 076(432)2740

「急がんまいけ！無期転換ルール」周知キャンペーン を1月に実施します

～無期転換ルール周知啓発強化期間（H29.1.1～H29.1.31）～

富山労働局（局長 山崎英生）では、労働契約法第18条に基づく無期転換ルールの周知啓発を図るため、労使団体への周知依頼、説明会・個別相談会の実施などの取組を別紙により行うこととしています。

労働契約法（平成19年法律第128号）第18条においては、同一の使用者との間で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルール（以下「無期転換ルール」という。）が規定されています。

無期転換ルールは平成25年4月1日に施行されたため、平成30年4月以降、多くの有期契約労働者に「期間の定めのない労働契約への転換を申し込む権利」が発生することとなりますが、県内企業において無期転換ルールの内容・趣旨が各企業において十分に認知されないまま平成30年4月を迎える事態が懸念されるようです。

有期労働契約を無期労働契約に転換することは、労働者の意欲と能力を高め、長期的なキャリア形成を促進することから、企業には、無期転換ルールへの対応を持続的な人事戦略構築の好機と捉え、積極的に対応することが求められますが、無期転換ルールの導入にあたっては、無期転換者の役割・労働条件の検討や、就業規則の見直し等を労使の十分な協議を経た上で行う必要があります、その準備のためには相当の期間を要するものと考えられます。

このため、富山労働局においては、無期転換ルールの本格的な対応が求められる平成30年4月まで残り1年半を切っていることを踏まえ、平成29年1月を無期転換ルール周知啓発強化期間と定め、県内企業に対して、広く周知・啓発を行うこととしています。

【キャンペーン期間中の主な取組み】

1. 労使団体等に対する働きかけを行います。

キャンペーンの実施に先立ち、県内の主要な労使団体等に対し、富山労働局長名による無期転換ルールの周知依頼を行いました。主な依頼先は以下のとおりです。

- ・ 日本労働組合総連合会富山県連合会
- ・ 一般社団法人富山県経営者協会
- ・ 富山県中小企業団体中央会
- ・ 富山県商工会議所連合会
- ・ 富山県商工会連合会 など

2. 無期転換ルール導入説明会を開催します。

日 時：平成29年1月24日（火） 13：30～

場 所：富山県民共生センター サンフォルテ 研修室（307・308）

対 象：120社（見込み）

内 容：労働契約法第18条に基づく無期転換ルールの説明
無期転換ルール制度導入に向けた支援策の説明
有期雇用特別措置法に基づく認定手続きの説明

3. 無期転換ルール導入に係る個別相談会を開催します。

上記2と同時開催。

4. 「働き方改革に向けたワークライフバランスセミナー」を開催します。

日 時：平成29年1月25日（水） 13：30～

場 所：富山県市町村会館 研修室（101・102）

対 象：50社（見込み）

内 容：働き方改革に係る標記セミナーにおいて、無期転換ルールの説明を行います。

5. 働き方休み方改善コンサルタント等による個別企業に対する周知啓発を行います。

対 象：県内企業 30社程度